

令和8年度 各務原高等学校いじめ防止基本方針（案）

2025年4月1日改訂

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下法という）第13条、平成29年3月14日に改定された国の基本方針の改定を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめに関する定義

（1）いじめの定義

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条より）

（2）いじめの解消の定義

「いじめ」が解消されている状態とは被害児童生徒本人、保護者と面談を行い少なくとも次の2つの要件が満たされている状態のことをいう。

- いじめに係わる行為が少なくとも3ヶ月以上継続して止んでいること。
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

2 いじめの問題に対する基本的な認識

- （1）いじめは人間として絶対に許されない行為である。（人権問題）
- （2）いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る。（危機意識）

3 いじめの問題に対する基本的な姿勢

- （1）いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にする。
- （2）学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- （3）いじめ防止基本方針については学校のホームページに掲載するとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。

4 いじめの未然防止のための取組

（1）いじめ防止等の対策のための組織

〔組織の構成員〕

- 学校関係者（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当者、学年主任等）
- 第三者（弁護士、臨床心理士、保護者代表、地域住民代表等）

〔組織の運営〕

- いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織である。
- 年2回（6月と1月）開催し、学校がいじめ防止に対する取組について第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。

(2) いじめの解消の定義

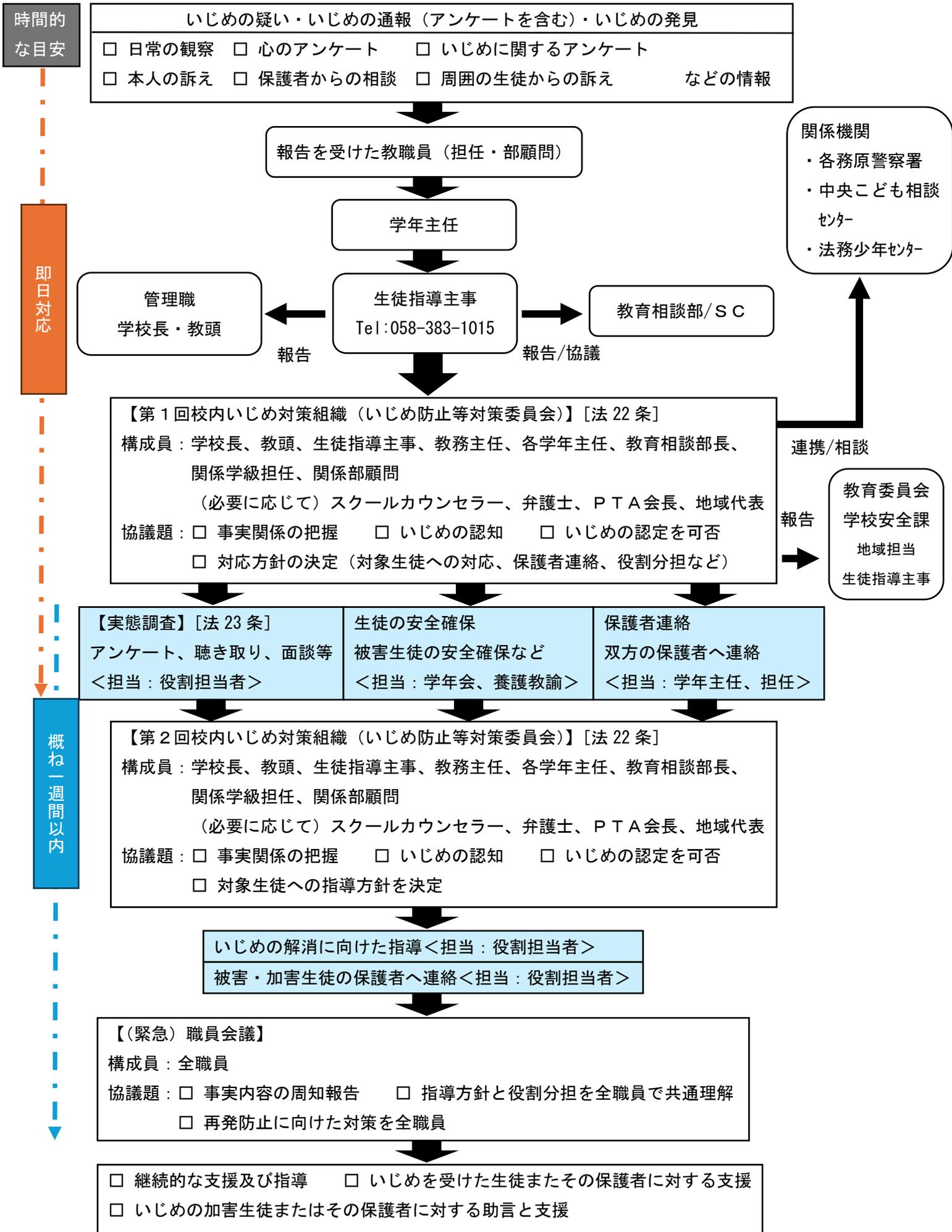
- ① いじめの行為が止んでいること（少なくとも3か月間）。
- ② 被害を受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(3) 学校の取組

- ・（生徒の）正しい人権意識の醸成
- ・（生徒の）豊かな情操や道徳心の育成
- ・（生徒の）人格を尊重し合える態度の育成
- ・（生徒の）自己有用感や自己肯定感を育む場の充実
- ・（情報の）「報告・連絡・相談」体制の構築
- ・（教職員の）校内研修等の充実（複数回）による資質能力の向上
- ・（教職員の）「いじめが生まれる背景と指導上の注意点^(注1)」に配慮した教育活動

(4) 学校いじめ防止プログラム

月	行 事	取 組 内 容
4	新入生導入指導（1年） グループエンカウンター（1年） いじめ防止基本方針公開・説明 教育相談（二者面談） 生徒理解検査（全学年）	・ 高校生活の過ごし方に関する指導 ・ 人との関わり方を学ぶ ・ 学校HPに掲載、生徒・保護者・関係機関等に説明 ・ 生徒の生活状況や問題意識等の確認 ・ 心理検査の実施
5	第1回人権委員会 第1回校内いじめ防止職員研修 日常生活のアンケート	・ 校内における人権に関わる問題の把握 ・ いじめ防止の取り組みについての職員研修 ・ いじめ、迷惑調査（全学年）
6	第1回いじめ防止対策委員会 生徒理解検査結果報告 日常生活のアンケート	・ 学校の方針と具体的対応の確認 ・ 心理検査等の有効な活用方法についての確認 ・ いじめ、迷惑調査（全学年）
7	第1回県いじめ調査（4～7月） 保護者懇談会（三者面談） 学校評価アンケート 夏季休業前の講話	・ 第1回県いじめ調査（4～7月）の報告 ・ 家庭生活の状況確認 ・ 生徒、保護者による学校のいじめ防止への取組評価 ・ これまでの高校生活の振り返りと休暇の過ごし方
8		・ 夏季休業明けの生徒情報交換会
9	日常生活のアンケート	・ いじめ、迷惑調査（全学年）
10	教育相談（二者面談） 人権に関する統一LHRに向けて	・ 生徒の生活状況や問題意識等の確認 ・ 人権に関する統一LHRの立案と実施計画
11	人権に関する統一LHR 日常生活のアンケート	・ 主体的な人権LHR活動による人権意識の醸成 ・ いじめ、迷惑調査（全学年）
12	第2回県いじめ調査（8～12月） 保護者懇談会（三者面談） 冬季休業前の講話	・ 第2回県いじめ調査（8～12月）の報告 ・ 家庭生活の状況確認 ・ これまでの高校生活の振り返りと休暇の過ごし方
1	第2回いじめ防止対策委員会	・ 冬季休業明けの生徒情報交換会
2	日常生活のアンケート 第2回校内いじめ防止職員研修	・ いじめ、迷惑調査（1・2年） ・ いじめ防止の年間の取組みの検証と課題
3	終業式の講話 第3回県いじめ調査（1～3月）	・ 1年間の高校生活を振り返って ・ 第3回県いじめ調査（1～3月）の報告



5 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめを認定した際の対応（いじめ重大事態以外の事案）

- ① いじめ対応フロー図に従い、迅速な初動対応と対象生徒に対する的確な指導を心がける。
- ② 情報は校内いじめ対策組織（いじめ防止等対策委員会）にてすべて共有する。
- ③ 被害生徒の安全の確保を第一とし、場合によっては加害生徒を別室、自宅に留め置く。
- ④ 被害生徒と加害生徒の双方の保護者へは適宜連絡をして学校の対応について理解を得る。
- ⑤ 被害生徒とその保護者に寄り添い、的確な支援を心がける（カウンセリングなど）。
- ⑥ 加害生徒に対して同様の行為が起きないように指導プログラムを策定して指導と助言を行う。

(2) 「いじめ重大事態」と判断された時の対応

〔対応順序〕

- ① 県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体かの判断を仰ぐ。
- ② 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

〔学校主体による調査組織の編成〕

- ・ いじめ防止対策組織に、さらに必要な第三者を加えることができる。
※メンバーは重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないものとし、公平性、中立性の保持に努める。
※第三者の派遣については県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。

〔学校主体による調査における注意事項〕

- ・ 県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り指示を仰ぐ。
- ・ 生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を盾に説明を怠ることがないようにする。
- ・ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・ 学校にとって不都合なことがあったとしても、事実真挚な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・ 生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・ 調査結果は県教委に報告する。（県教委から知事に報告する。）
- ・ 調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。
- ・ 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したのものとして報告・調査等に当たる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

6 情報等の取扱い

(1) 個人資料の保存について

- ・ いじめ及び迷惑調査のアンケートの質問票の原本等の一次資料（心理調査等を含む）及びアンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料や調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を当該生徒が卒業後5年間とする。
- ・ いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害者やその保護者に経緯や内容等を知らせるための報告書の作成が必要となったり、訴訟等に発展した場合には情報の提示を求められたりすることもあることを想定して、個人資料は当該生徒が卒業後5年間保存する。また、重大事態の調査組織においても、資料が裏付け資料として大変重要であることから、必ず保存するものとする。特に生徒の自殺等が発生した場合は、心理調査、いじめ及び迷惑調査等は大変重要な資料となる。

(2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し生徒指導に積極的に利用する。

注1 いじめが生まれる背景と指導上の注意点は以下の4点をいう。

- ・ 発達障がいを含む、障がいのある生徒
- ・ 外国につながる生徒
- ・ 性同一障がいや性的指向・性自認に係わる生徒
- ・ 被災生徒